

第 1 6 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 2 年 7 月 7 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 2 年 7 月 7 日 午前 1 0 時 0 4 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久			
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一			
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜			
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香			
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄			
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝			
15	野 村 隆			
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳			
18	高 橋 昭 彦			
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員	議席 1 3 番	高井	眞佐実	委員
	議席 1 6 番	眞下	謹司	委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	中澤	正幸	
	統括主幹(農地調整係長)		吉田	徳之
	統括主幹(農業振興係長)		狩野	康信
	主 事	中嶋	辰哉	
	農 林 課	主幹	石原	秀和

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

総会に入る前に、ご報告いたします。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議及び現地調査を縮小して行っております。また、4名の地区班長には、縮小体制期間中の会議等の欠席をお願いしております。

群馬県では、6月13日土曜日に警戒区分を「1」とし、「新しい生活様式」の実践を前提とした、自粛の全面解除の発表がされました。

しかしながら、第2波、第3波の感染拡大も心配されるところであり、人命が最優先であることから、当会の現地調査、会議等はもうしばらくこの体制で行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、研修会等の活動についても、収束状況を見ながら、また皆様にお諮りしながら、再開していきたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いしたいと思います。

議 長

おはようございます。

始まる前に、ご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってもらいたいと思います。

令和2年度第16回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は19人中10人で、会議は成立しました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号１３番、高井眞佐実委員、議席番号１６番、眞下謹司委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号１３番、高井眞佐実委員と議席番号１６番、眞下謹司委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第３、報告第１号、農地法第５条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第１号、農地法第５条の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の１ページをお願いします。

農地法第５条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第５条関係の許可番号５の４０番の１件について、令和２年６月１６日に意見聴取いたしました。同日付けをもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答により、渋川市農業委員会会長専決規程第２条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で報告第１号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第４、報告第２号、農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、借借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、7ページから10ページに記載の番号1番から9番までの9件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を岸正二第1班長、子持、赤城、北橘地区を高井眞佐実第1班長より報告をお願いします。最初に岸第1班長、お願いいたします。

3 番

6月29日に実施しました、第1班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、事務局の中澤事務局長、吉田係長、中嶋

主事と私、岸の5人で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が7件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。議案書の11ページをご覧ください。

申請番号4の1番の1つ目の現地は、東と北は道路、西と南は宅地となっています。2つ目の現地は、東は畑、西はよう水路、南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思います。

次に5条申請であります。13ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東は山林と畑、西は道路、南は畑、北は雑種地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の3番の現地は、東は道路、西と北は田、南は道路と田となっています。問題ないと思います。

14ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と南は宅地、西と北は鉄道用地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東は宅地と畑、西と南と北は宅地となっています。問題ないと思います。

15ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東と北は田、西は宅地、南は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東と南は道路、西と北は宅地となっています。問題ないと思います。

以上で第1班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続いて、高井眞佐実第1班長、お願いいたします。

13番

6月29日に実施しました、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、飯塚敬子委員、須田和敏委員、私、高井。事務局からは、狩野係長、山口主事の計5名で実施いたしました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が8件、合計9件であります。

それでは、議案書に沿って報告いたします。別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。議案書の11ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東と北は畑、西と南は宅地となっております。問題ないと思います。

次に5条申請であります。議案書16ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東と南と北は宅地、西は道路となっております。問題ないと思います。

申請番号5の9番の現地は、東と南は道路と宅地、西は雑種地、北は田となっております。問題ないと思います。

申請番号5の10番の現地は、東と西は道路、南は畑、北は宅地と畑となっております。問題ないと思います。

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は宅地と畑、西は道路、南と北は畑となっております。問題ないと思います。

申請番号5の12番の現地は、東は道路、西は雑種地、南と北は畑となっております。問題ないと思います。

申請番号5の13番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっております。問題ないと思います。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

申請番号5の14番の現地は、東は道路、西は畑、南は水路、北は畑と宅地となっております。問題ないと思います。

申請番号5の15番の現地は、東は山林、西と南は道路、北は宅地となっております。問題ないと思います。

以上で第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。現地調査報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、協議第1号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農用地利用配分計画案の意見についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会があったので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

農林課の担当者から説明していただきます。

農林課

農林課の石原です。よろしくお願いいたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画についてご説明いたします。協議書の1ページをご覧ください。

農用地利用配分計画の決定について、農業委員会のご協議をお願いするものでございます。内容について、ご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、渋川地区、赤城地区における農用地利用配分計画であります。

この表は左から、賃借権等を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。また、土地改良の事業途中で地番、面積が確定していない土地は、上段のかっこ書きが一時利用指定の仮地番及び面積、下段が従前の土地の地番及び面積となります。

今回、賃借権の設定等を受ける者は、2名です。

一人目の方は、平成29年12月に群馬県農業公社に規模拡大及び経営農地の集約化を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は、米、麦です。賃借権の設定等をする土地は1筆、面積は1,614平方メートル、土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は使用貸借権、存続期間は10年です。

二人目の方は、平成26年9月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望はコンニャクです。賃借権の設定等をする土地は15筆、面積は19,519平方メートルです。一時利用指定の数値にしますと、14筆、面積19,290平方メートルになります。土地の現在の権利関係は7名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

以上で協議第1号の説明を終わります。

ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長	説明が終わりました。これより審議を行います。 質疑のある方はお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りいたします。 協議第 1 号、農用地利用配分計画案の意見については、認めること でご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第 9、議案第 1 号、渋川市農業委員会農地台 帳点検等実施規程の一部改正についてを議題とし、議決を求めます。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、議案第 1 号、渋川市農業委員会農 地台帳点検等実施規程の一部改正についてをご説明いたします。議案 書の 1 ページから 7 ページ関連であります。 同規程の一部改正について、農業委員会の議決をお願いするもので ございます。内容について、ご説明申し上げます。 平成 28 年 4 月 1 日の農業委員会法改正に伴い、それまでは農業委 員の選出方法は選挙制でありましたが、地域の農業者等からの推薦又 は公募による市長任命となりました。 選挙制の選出の場合、農業委員会選挙人名簿を作成し、有権者を把 握しておりましたが、改正後は選挙人名簿を作成する必要がなくな りました。 本来であれば、法改正後速やかに一部改正をするべきでしたが、事 務局の点検不足により改正漏れの状態でありましたので、この度、法 に則った規程とすべく一部改正するものであります。 議案書 2 ページをお開きください。 規程の一部改正の新旧対照表です。表の右側が現行、左側が改正案 であります。また、現行のアンダーラインが削除とする改正部分であ ります。 第 3 条の「定期的な点検等の実施等」の第 1 項、第 2 項を削除し、 第 3 項、第 4 項をそれぞれ繰り上げる改正案となっております。また、

施行日については、令和２年８月１日とするものです。

以上で議案第１号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑等のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第１号、渋川市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部改正については、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、原案どおり可決しました。
続きまして、議事日程第１０、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号３の１番から３の３番の３件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第３条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の９ページをお願いします。
説明に入る前に、申請番号３の２番につきましては、６月２４日に申請人より申請の取下げ願ひがありましたので、欠番でお願いします。
それでは、説明に入らせていただきます。
議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。
申請番号３の１番から３の３番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。
申請番号３の１番及び３の３番の２件につきましては、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。
また、お手元に配布してあります農地法第３条調査書につきまして

は、記載のとおりです。

以上で農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の2番は取下げとのことありますので、申請番号3の2番を除く、申請番号3の1番から3の3番の2件につきまして審議します。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

はじめに、申請番号3の1番を審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、申請番号3の1番について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第2号、申請番号3の1番につきましては、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番については、議案のとおり許可することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長

それでは次に、申請番号3の3番について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第2号、申請番号3の3番については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の3番については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の2番の2件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の11ページをお願いいたします。

説明に入る前に、議案書の訂正をお願いいたします。申請番号4の2番の農地区分について、「第2種」を「第1種（例外）」に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものであります。

申請番号4の1番及び4の2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、本件については、地元農業委員が発見し、是正指導により申請されたものであります。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

申請番号４の１番から４の２番の２件についてを審議します。
質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第３号、申請番号４の１番から４の２番の２件につきましては、
許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、申請番号４の１番から４の２番の２件については、
議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第１２、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号５の１番から５の１５番の１５件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第５条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の１３ページから１８ページ関連です。議案書の１３ページをお願いいたします。

議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第５条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号５の１番から５の１５番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号５の１番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の２番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の３番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

議案書の１４ページをお願いします。

申請番号５の４番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の５番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

議案書の１５ページをお願いします。

申請番号５の６番は、ＪＲの駅から約１２０メートルのところに位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号５の７番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、５００メートル以内に２以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

議案書の１６ページをお願いします。

申請番号５の８番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の９番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の１０番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

議案書の１７ページをお願いします。

申請番号５の１１番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１２番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満となっています。

申請番号５の１３番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

議案書の１８ページをお願いします。

申請番号５の１４番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１５番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で農地法第５条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
申請番号５の１番から５の１５番の１５件について審議いたします。
質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第４号、申請番号５の１番から５の１５番の１５件については、
許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、申請番号５の１番から１５番の１５件については、
議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第１３、議案第５号、農用地利用集積計画の
決定についてを議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第５号、農用地利用集積計画
の決定についてをご説明いたします。議案書の１９ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いす
るものでございます。内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１
項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、赤城地区、
北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和２年８月１日を予定しております。

計画概要につきましては、１９ページの表の右の列に記載のとおり、
利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が１３人、借受人
が７人、筆数が１５筆、面積が１４，４６３．３３平方メートルです。
この個別の内訳は、２０ページに記載の利用権設定総括表のとおりで

あります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定については、認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、第16回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時04分>